

児童虐待等への対応状況について

- 1 平成 22 年度横浜市児童相談所の児童虐待新規把握件数 1
- 2 平成 22 年 12 月 14 日に他都市より電話で引き継いだケースについて 3
- 3 最近の事例について 5

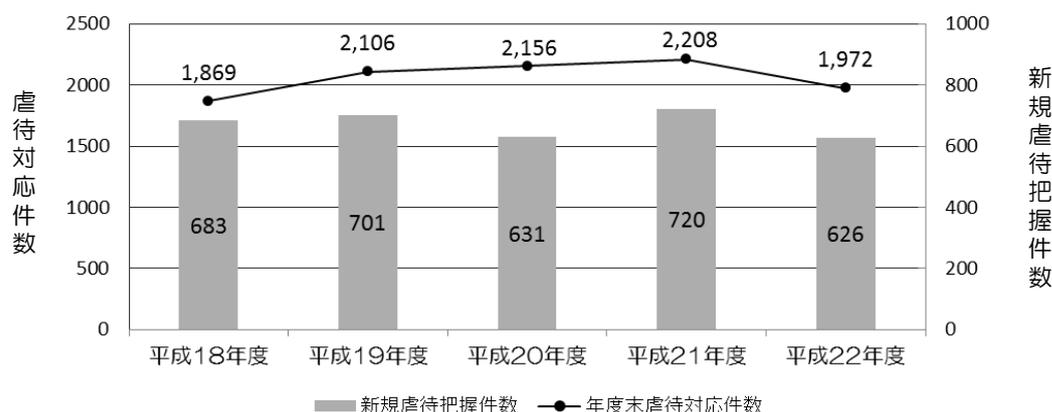
(参考) 「平成 22 年 12 月 14 日に他都市より電話で引き継いだケース」について
(平成 23 年 5 月 12 日に青葉区議員団会議で配付された青葉区作成報告書の概要版)

平成 22 年度横浜市児童相談所の児童虐待新規把握件数

横浜市の児童相談所において、平成 22 年度新たに把握した児童虐待件数は、626 件でした。

また、虐待対応件数は、平成 21 年度以前から継続した対応を行っている数を含め、平成 22 年度末時点で 1,972 件となっています。

■ 新規虐待把握件数と虐待対応件数の推移



1 新規虐待把握件数（虐待種別）

（単位：件）

	20年度		21年度		22年度		対前年度増減数	対前年度増減率
	件数	件数	件数	構成比	件数	構成比		
身体的虐待	278	302	302	48.3%	302	48.3%	0	0%
保護の怠慢・拒否	203	214	174	27.8%	174	27.8%	▲40	▲18.7%
性的虐待	22	19	17	2.7%	17	2.7%	▲2	▲10.5%
心理的虐待	128	185	133	21.2%	133	21.2%	▲52	▲28.1%
合計	631	720	626	100.0%	626	100.0%	▲94	▲13.1%

・虐待種別では、約半数が「身体的虐待」です。

2 虐待対応件数

（単位：件）

	20年度末		21年度末		22年度末		対前年度増減数	対前年度増減率
	件数	件数	件数	構成比	件数	構成比		
施設入所	334	387	401	20.3%	401	20.3%	14	3.6%
ファミリーホーム委託	-	5	13	0.7%	13	0.7%	8	160.0%
里親委託	23	11	8	0.4%	8	0.4%	▲3	▲27.3%
自立援助ホーム委託	0	2	3	0.2%	3	0.2%	1	50.0%
一時保護	62	47	50	2.5%	50	2.5%	3	6.4%
継続指導	1,480	1,541	1,372	69.5%	1,372	69.5%	▲169	▲11.0%
児童福祉司指導	15	19	19	1.0%	19	1.0%	0	0%
その他	242	196	106	5.4%	106	5.4%	▲90	▲45.9%
合計	2,156	2,208	1,972	100.0%	1,972	100.0%	▲236	▲10.7%

・「継続指導（在宅児童への支援）」の件数が全体の約7割と高くなっています。

〈新規把握件数の内訳〉

3 年齢別件数

(単位：件)

	20年度	21年度	22年度		対前年度増減数	対前年度増減率
	件数	件数	件数	構成比		
0～2歳	118	151	124	19.8%	▲27	▲17.8%
3～5歳	152	141	123	19.6%	▲18	▲12.8%
6～8歳	132	137	138	22.0%	1	0.7%
9～11歳	120	146	100	16.0%	▲46	▲31.5%
12～14歳	76	105	98	15.7%	▲7	▲6.7%
15歳以上	33	40	43	6.9%	3	7.5%
合計	631	720	626	100.0%	▲94	▲13.1%

・リスクの高い「0～5歳」の乳幼児の割合が、約4割を占めています。

4 虐待者別件数

(単位：件)

	20年度	21年度	22年度		対前年度増減数	対前年度増減率
	件数	件数	件数	構成比		
実父	169	218	199	31.8%	▲19	▲8.7%
実父以外の父	35	54	52	8.3%	▲2	▲3.7%
実母	403	424	358	57.2%	▲66	▲15.6%
実母以外の母	7	9	7	1.1%	▲2	▲22.2%
その他	17	15	10	1.6%	▲5	▲33.3%
合計	631	720	626	100.0%	▲94	▲13.1%

※「実父母以外の父・母」＝養父・母、継父・母、内縁の父・母

・「実母」は約6割と引き続き高い割合を占め、「実父」は約3割となっています。

5 相談（通告）経路別件数（児童相談所に通告した機関別件数）

(単位：件)

	20年度	21年度	22年度		対前年度増減数	対前年度増減率
	件数	件数	件数	構成比		
福祉保健センター	97	90	93	14.9%	3	3.3%
近隣・知人	61	67	58	9.3%	▲9	▲13.4%
学校	111	134	121	19.3%	▲13	▲9.7%
家族・親戚	59	63	56	8.9%	▲7	▲11.1%
虐待者本人	50	73	49	7.8%	▲24	▲32.9%
児童相談所	41	44	27	4.3%	▲17	▲38.6%
医療機関	31	20	43	6.9%	23	115.0%
民生・児童委員	9	15	10	1.6%	▲5	▲33.3%
警察	104	140	126	20.2%	▲14	▲10%
他都道府県市町村	6	9	4	0.6%	▲5	▲55.6%
保育所・幼稚園	37	39	25	4.0%	▲14	▲35.9%
児童本人	8	4	4	0.6%	0	0%
その他児童福祉施設	6	6	5	0.8%	▲1	▲16.7%
電話相談機関	0	3	1	0.2%	▲2	▲66.7%
家庭裁判所	0	0	0	0%	0	—
その他	11	13	4	0.6%	▲9	▲69.2%
◎ホットライン(再計)	71	95	72	11.5%	▲23	▲24.2%
合計	631	720	626	100%	▲94	▲13.1%

・「医療機関」は前年と比較し倍増しています。

平成 22 年 12 月 14 日に他都市より電話で引き継いだケースについて

平成 22 年 12 月 14 日、青葉区が他都市より「養育支援が必要」な母子が転入するとの連絡を受けました。平成 23 年 1 月 19 日、青葉区からこの世帯に電話連絡した際に、子どもが死亡していることが確認されました。警察により司法解剖等が行われた結果、死因は病死であると判断されています。

他都市より連絡を受けてからの青葉区・こども青少年局の対応について検証した結果、次のような課題と対策が明らかとなりましたので、ご報告します。

1 青葉区作成報告書について（「平成 22 年 12 月 14 日に他都市より電話で引き継いだケース」報告書）

(1) 組織的な情報共有について

（課題）

- ・ 担当者から責任職への速やかな報告がなかった。

（対策）

- ・ 養育支援が必要な事例や子どもの発達が気になる事例等、他都市や市内他区から電話や文書で引き継ぎがあった場合の、速やかな責任職への記録の供覧と情報共有の周知徹底
- ・ 窓口で養育支援が必要な事例等を把握した際の、速やかな責任職への記録の供覧

(2) 多職種による面談や内部での的確な情報把握について

（課題）

- ・ 母子が福祉制度の相談に青葉区役所に来庁した際（12 月 20 日）に、地区担当の保健師は母子と会えなかった。

（対策）

- ・ 包括的な支援が行えるような組織的な体制づくりの検討
- ・ 統一した記録用紙の使用の検討及び窓口における状況把握のための着眼点を記載したシートの利用等の検討。

(3) 迅速な初動対応について

（課題）

- ・ 保護者へ迅速に連絡をとることが、より適切な対応であった（特に、12 月 20 日に母子が手続きの相談に来庁した時点）

（対策）

- ・ 責任職への速やかな情報共有の徹底と簡易カンファレンスによる速やかな初動対応方針の組織的確認と実施
- ・ 初動対応で得られた情報をもとにした養育支援カンファレンスの実施

2 こども青少年局での課題と対策

(1) 区から局への事例報告に関すること

(課題)

- ・ 局としての窓口（児童虐待防止担当と親子保健係）が統一されておらず、区へのフォローが不十分であった。

(対策)

- ・ 虐待等（疑いや不適切養育含む）による重篤事例や原因不明の死亡事例等に関する局の窓口を「児童虐待・DV対策担当（平成23年5月新設）」に集約。

(2) 区から報告を受けた際のこども青少年局での対応について

(課題)

- ・ 警察で「事件性なし」と判断されたという情報が入ったため、区から提出された報告内容について、局としての評価を行わなかった。
- ・ 局長部長へは、経過と結果のみを報告していた。

(対策)

- ・ 虐待等（疑いや不適切養育含む）による重篤事例や原因不明の死亡事例に関する事例の報告が入った際の、こども家庭課内での協議と局長部長への報告と必要な対応の徹底。
※その後の対応については、必要に応じ、親子保健係を中心として行う場合もあります。

(3) 把握された事例への対応について

(課題)

- ・ 内部検証制度及び事例の振り返りによる支援の向上への取組がなかった。

(対策)

- ・ 内部検証制度の確立（平成23年度）。

(4) その他

(対策)

- ・ 18区のこども家庭支援課長が出席する臨時会議を開催（3月28日）し、「他都市から受理した事例について組織的な情報共有や支援を迅速に行うこと」、「事例への組織的な対応や進行管理」、「局への報告」等についての対応依頼。
- ・ 各区局事業本部長あての副市長依命通達と、各区長あてのこども青少年局長と健康福祉局長連名による通知（4月5日）。
- ・ 研修等の場を用いて、本事例の課題と同様の事例への対応、及び児童虐待対策プロジェクトの報告書の内容についての共有。（平成23年5月13・20日「平成23年度こども青少年局及び区福祉保健センターこども家庭支援課新任職員研修」、5月23日「区福祉保健センター新任経営責任職・運営責任職研修」）
- ・ 区福祉保健センター職員向けの「養育支援マニュアル」や関係機関が活用する「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」の改訂（平成23年度）

3 今後について

今回の事例については、事例の対応を行った青葉区の他、所管局であるこども青少年局においても前述の課題がありました。

本件のように、他都市から支援の依頼があり転入した家庭にどう対応するかは、不適切養育の防止や虐待防止の観点からも大変重要な課題です。また、医療機関や警察、地域関係機関との連携を進めていく必要があります。今後は、局として、「児童虐待対策プロジェクト」報告書をふまえ、より現場が動きやすく、支援に漏れがないよう組織的対応を徹底してまいります。

さらに、これまでの事例を共有し、ケーススタディとなるような研修を各区で実施できるよう、こども青少年局として取り組みます。

最近の事例について

1 鶴見区の9か月男児死亡事例

(1) 事例の概要

平成23年4月29日、生後9か月の男児が自宅で窒息死しました（司法解剖済）。

両親は29日の午前中から男児と姉を自宅に残し、パチンコに外出。その間、「泣き声が漏れるのを防ぐため、男児を入れた段ボール箱に毛布と布団をかけ、脱衣場に置いて出かけた」と供述。午後4時頃に帰宅した父親が男児の異変（呼吸停止）に気づき110番通報した、とのこと。

両親は保護責任者遺棄容疑にて4月30日に逮捕され、5月20日に監禁致死罪で起訴されています。

(2) 世帯構成

父親（30歳）、母親（28歳）、男児（死亡当時9か月）、姉（1歳10か月）の4人世帯

※ 事例発生時の年齢

(3) 児童相談所の関わり

事件発生まで児童相談所の把握・関わりはありませんでした。男児死亡後の、5月2日に警察署から姉についての通告書（保護者によるネグレクト）を受取り、同日、中央児童相談所が姉の安全確認を行いました。現在は親族宅で養育されており、姉の生活状況及び健康状態に問題はありません。

(4) 区の関わり

男児、姉ともに4か月児健診等は受診しており、特筆すべき問題は認められていません。

きょうだいともに新生児訪問については希望がなく実施していません。また、母親・両親教室等、区事業への参加実績はありません。男児出生時のこんにちは赤ちゃん訪問は実施し、母子と会っていますが特記事項はありません。

また、今回の事件後に、区から民生委員・児童委員に確認をしましたが、不適切な状況については把握されていませんでした。

(5) 今後について

両親は現在、監禁致死罪で起訴されています。このため、今後の公判内容等も確認しながら、事例の振り返りを行っていきます。

また、本事例に関連し、これまで実施してきたコンビニエンスストアや商店街への啓発に加え、娯楽関係施設への啓発について検討していきます。

2 旭区の4か月男児死亡事例

(1) 事例の概要

平成23年5月11日、生後4か月の男児が自宅で母親に蹴られて死亡しました。司法解剖の結果、頭がい骨骨折があり、14日、母親が殺人容疑で逮捕されました。母親はダウン症の男児の将来を悲観して、男児の頭を蹴り、自身も死のうと考えた、とのことでした。

(2) 世帯構成

父親(43歳)、母親(39歳)、男児(死亡当時4か月)の3人世帯

※ 事例発生時の年齢

(3) 児童相談所の関わり

本事例について、通報や保護者・親族等からの相談等による児童相談所の把握・関わりはありませんでした。

(4) 区の関わり

ア 平成23年2月21日 男児が入院していた医療機関が旭区へ連絡票を発送

(主な記載項目)

- ・ 児の氏名、父母の氏名、住所
- ・ 出生時の状況、入院中の経過、退院時の状況
- ・ 予測される問題点、行ってほしい指導、その他

イ 平成23年3月中旬 区の保健師から母親あてに電話

男児の様子をたずねると「変わりなく元気です」との回答。訪問日時を予約する。

ウ 平成23年4月5日 保健師による訪問指導

- ・ 母親の話を受け止め、育児上の質問への助言
- ・ 療育センターや特別支援学校等に関する質問への対応
- ・ 4か月児健診については、医療機関での受診予定日を確認し、障害があることも配慮した上で案内
- ・ 赤ちゃん教室、子育て支援者会場、地域子育てサロン、子育て広場、地域子育て支援拠点等の情報提供
- ・ 4か月児健診の受診状況を確認しつつ、今後の支援を検討予定

(5) 今後について

本事例については、母親は現在拘留中であることから今後の推移を確認しつつ、障害児である男児の将来を悲観した母親の心情等を踏まえ、母子保健や障害児支援施策の観点での振り返りを検討しています。

「平成22年12月14日に他都市より電話で引き継いだケース」について

平成22年12月14日、浜松市から「養育支援が必要」な母子世帯が青葉区に転入するとの連絡を受けましたが、平成23年1月19日、区役所からこの世帯に電話連絡した際に、子どもが死亡していることが確認されました。

今回、亡くなられたお子様は病死（乳幼児突然死症候群）であり、結果として青葉区の対応との因果関係はないと考えています。しかしながら、今回の青葉区の対応については、組織的な情報共有や対応がとれていなかったことについて深く反省しております。養育に不安のある転入ケースについては、慣れない土地で環境が大きく変わること、相談相手もほとんどいないと考えられることから、状態が大きく変化する可能性があり、できるだけ早く連絡して関係を築くよう努めることが大事だと考えています。

今後、このようなことがないように、既に改善の取り組みを開始しております。改善に時間を要するものもありますが、引き続き青葉区を挙げて、早急に取り組みを進めてまいります。

【報告書の概要】

1 世帯の状況

母親（28歳）、男児（当時1歳4か月）、同居男性

2 経過

平成22年12月14日	浜松市から電話で、「養育支援が必要なケース」が青葉区に転居する旨の引き継ぎ連絡を受ける
平成22年12月20日	当該母子が青葉福祉保健センターに来所し、児童扶養手当の相談を行う。
平成23年1月5日	地区担当保健師が浜松市からの依頼文書を開封し、内容を確認する。
平成23年1月19日	地区担当保健師が母親に電話し、子どもが16日に「乳幼児突然死症候群」で死亡したことを聞く。

3 問題点および課題

(1) 組織的な情報共有について

本件について、責任職への報告は平成23年1月19日であり、それぞれの時点での報告が行われておりませんでした。これは、組織的な情報共有のルールが確立していなかったため、「養育支援が必要なケース」との情報を把握した時点で、すみやかに責任職に報告を行い、カンファレンスなどにより今後の対応を相談する必要性がありました。養育支援ケースを把握した場合の情報共有については、マニュアルの改善や職員研修の充実などを図っていく必要があると考えます。

(2) 時宜をとらえた多職種による面談について

平成22年12月14日に浜松市から引き継ぎの電話連絡を受けた後、12月20日

に母子がセンターに来所し、窓口担当の社会福祉職が面談を行っていますが、この日、地区担当保健師は母子と会えていませんでした。これは、浜松市からの電話内容をもとに、母子との連絡は「文書が届いてからの対応」と判断し、面談で会えるように調整しなかったことによるものです。電話で引き継ぎを受けた後、母子が来所したかどうかを確認し、まだであれば母子に連絡をとって来所予定を確認して、多職種による面談が実施できるように配慮することが、より適切な対応であったと思われます。養育支援ケースでは、なるべく福祉サービスを含めた包括的な支援が実施できるように、組織的な体制づくりを行うことが喫緊の課題であると考えます。

(3) 迅速な連絡について

本件は、平成 23 年 1 月 19 日の電話連絡までの間、いくつかの対応機会がありました。22 年 12 月 14 日の電話引継時点では、面談機会を確保するための内部調整を行うことが適切でしたし、12 月 20 日に母子が児童扶養手当の相談に来所した時点では、当面谈時の母親の状況、地区担当保健師がこの面談で会えなかったこと、引っ越し後の母子の不安定な状況などを考慮し、地区担当保健師が迅速に連絡をとることが、より適切な対応であったと思われます。また、少なくとも、23 年 1 月 5 日の文書確認時点においては、すみやかに母子に連絡すべきであったと考えます。

母子との連絡に時間を要したことは、他都市からの転入ケースに対する初動方針が組織的に確立してなかったためであり、大いに反省しております。

4 青葉区としての改善策

(1) 情報共有について

養育支援が必要なケースや子どもの発達が気になるケースなど、他市や他区から電話や文書で引き継ぎの連絡があった場合には、すみやかに責任職に記録を供覧し情報共有することを決め、職員に周知徹底を図り、直ちに実行しています。

また、窓口においても、養育支援が必要なケースを把握した場合には、すみやかに係長または課長に記録を供覧することを決め、職員に周知徹底を図り、直ちに実行しています。

(2) 的確な情報の把握について

養育支援が必要なケースについて、他市や他区から電話で引き継ぎの連絡を受けた場合に、ケースの状況を詳細に把握し、引き継ぎの漏れがないようにするため、統一した記録用紙を使用することを検討しています。

また、窓口においても、養育支援が必要なケースを把握した場合に、ケースの状況を詳細に把握するため、着眼点を記載したシートを利用することなどを検討してまいります。

(3) 養育支援カンファレンス

今回の件を踏まえ、責任職に情報共有を図った時点で、初動対応を判断するための簡易的なカンファレンスを実施し、すみやかに初動対応方針を決めることとしました。

さらに、初動対応結果を踏まえた養育支援カンファレンスを実施してまいります。